

違反対象物 公表制度

建物を利用する前に
確認しましょう

平成31年4月1日公表開始

公表制度とは

建物を安心して安全に利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物の情報をかすみがうら市ホームページ・消防本部ホームページに公表します。

対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。



飲食店



宿泊施設



診療所

対象となる違反

消防法令により設置が義務付けられている**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**、**自動火災報知設備**が設置されていない重大な消防法令違反のある建物が対象となります。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表の内容

建物の**名称**

建物の**所在地**

違反の**内容**

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査結果の通知

公表する旨を通知

公 表

立入検査において違反を確認し、建築関係者へ違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表し、違反が是正されたことを確認できるまでの間、公表します。



建物の増築、改築及び用途変更を行う場合、新たな消防用設備等の設置又は既存消防用設備等の増設などが必要となる場合がありますので、消防本部にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 かすみがうら市消防本部予防課

TEL0299-59-0119